

相続マインズ福岡

規約

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、相続マインズ福岡と称する。

第2条（所在地）

主たる事務所は福岡市東区箱崎3丁目7番6号に置く。

第3条（目的）

本会は相続についての研究を行い、相続問題への適切なアドバイス行える知識と能力を持った人材の育成と研修を実施し、アドバイザー皆をネットワークとして結びつけることで知識や情報の共有を図り、相続問題のより望ましい解決策と対応を実現することによって社会全体の発展と国民生活の向上に貢献することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 相続事例の研究・および研究発表のための講演、出版、イベントの開催等。
- (2) 相続に関する情報の収集、分析、情報提供。
- (3) 会員の勉強会や研修。
- (4) 会員の活動に必要な情報の提供、および会員相互の情報交換のため、機関紙等の発行等。
- (5) 相続に係る各種機関との交流・協力。
- (6) その他、前条の目的を達成させるために必要な事業をボランティア精神を持って行う。

第5条（施行細則）

この規約の実施に必要な細則は、リーダー会議の決議を経て、別に定める。

第2章 会員

第6条（会員の種類）

(1) 正会員

本会の目的に賛同して入会した FP、宅地建物取引主任者または士業の資格を有する個人または法人ならびに団体

(2) 賛助会員

本会の目的に賛同して入会した個人

第7条（入会）

会員の入会には特に条件を定めない。本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、所定の入会金を支払わなければならない。

第8条（会員の登録等）

本会は会員名簿を備え、会員はこれに登録するものとし、また会員に対しては会員証を発行する。

第9条（脱会）

1. 会を脱会しようとする時は、所定の脱会届を提出しなければならない。
2. 会員が次の各号のひとつに該当するときは、脱会したものとみなす。
 - (1) 死亡または失踪宣告を受けたとき。
 - (2) 会費を納入せず、催促を受けた時から6ヶ月以上滞納したとき。

第10条（除名）

1. 会員が次の各号の1つに該当し、リーダー会議において出席したリーダーの3分の2以上の議決を得たときは、除名することができる。
 - (1) 本会の規約、細則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を毀損し、本会の目的に反する行為をしたとき。
2. 前項の議決に際し、リーダー会議はあらかじめ当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第11条（会費等）

1. 会員は、別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。
2. 既納の入会金・会費は、いかなる場合も返還しない。

第3章 役員・リーダー会議

第12条（役員）

本会は次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) リーダー 10名以内
- (5) 監査役 1名

第13条（役員を選任）

1. リーダーおよび監査役は正会員のうちから選任する。ただし、必要と認められる場合は2名まで正会員以外のものをリーダーに選任することができる。
2. 会長、副会長、および事務局長は、リーダーの互選とする。

第14条（役員の任期）

1. 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補充または増員のため選任された役員の任期は、前任者のまたは現任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 15 条 (役員 の 解任)

役員が次の各号の 1 つに該当するときは、総会において出席した正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経て解任することができる。

- (1) 身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるに相応しくない行為があると認められたとき。

第 16 条 (役員 の 職務)

1. 長は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代行する。
3. 事務局長は、会長および副会長を補佐し、日常の会務の執行にあたる。会長、副会長ともに事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
4. リーダーは、リーダー会議を構成し、この規約に定めるリーダー会議の審議事項について審議し、決議する。
5. 監査役は本会の財産の状況、およびリーダーの職務執行の状況を監査し、総会に報告する。

第 17 条 (リーダー会議の開催、招集)

1. リーダー会議は、会長が必要と認めたとき、ならびに 3 分の 1 以上のリーダーから会議の目的ある事項を記載した書面を会長に提出して、リーダー会議の招集を請求したときに開催する。
2. リーダー会議に出席できないリーダーは、あらかじめ通知された事項についてのみ書面によりリーダー会議の議決に参画することができる。
3. リーダー会議は会長が招集し、議長となる。
4. リーダー会議の招集は、開催日 7 日前までに、その目的である事項、日時、場所を示した書面等をもって、リーダーに通知しなければならない。ただし、会長がやむをえないと認めたときは、便宜の方法をもってこれに代えることができる。

第 18 条 (リーダー会議の議事)

1. リーダー会議は、リーダーの過半数の出席がなければ開催することができない。
2. リーダー会議におけるリーダーの議決権はそれぞれ 1 個とする。
4. リーダー会議の議事は、出席したリーダーの過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
5. リーダー会議が総会に規約の変更、解散、残余財産の処分の議案を付議するときは、前項の規定にかかわらず、リーダー総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 19 条 (リーダー会議の権限)

リーダー会議は、この規約に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 会に付議すべき議案。
- (2) 総会の議決事項の執行に関する事項。
- (3) 会務執行に関する重要事項。
- (4) 総会においてリーダー会議に委任された事項。
- (5) 会長が諮問した事項。

第20条（役員の報酬）

役員は無報酬とする。ただし常勤の役員については、リーダー会議の同意を得て報酬を支給することができる。

第21条（事務局）

1. 本会に事務局を設け、事務局長1名のほか、所要の職員を置くことができる。
2. 職員は会長が任免する。
3. 事務局長は事務局を統轄する。
4. 事務局および職員に関して、必要な事項は、リーダー会議の議決を経て別に定める。

第4章 総会

第22条（総会の種類、開催）

1. 本会の総会は、定時総会および臨時総会とする。
2. 総会は正会員をもって構成する。
3. 定時総会は毎年事業年度の終了後、2ヶ月以内に開催する。
4. 臨時総会は、リーダー会議が必要と認めたとき、または3分の1以上の正会員あるいは理事全員から会議の目的たる事項を記載した書面を会長に提出して、総会の招集を請求したときに開催する。

第23条（総会の招集）

1. 総会は会長が招集する。
2. 総会の招集は、開催日14日前までにその目的たる事項、日時、場所を示した書面等をもって、正会員に通知しなければならない。ただし、会長がやむをえないと認めたときは、便宜の方法をもってこれに代えることができる。

第24条（総会の定足数）

1. 総会は正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

第25条（総会の議決権）

1. 総会における正会員の議決権はそれぞれ1個とする。
2. 正会員は、委任状を持って、総会における議決権の行使を他の正会員に委任することができる。

第26条（総会の権限）

総会は、この規約に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算。
- (2) 事業報告および収支決算。
- (3) 規約の変更ならびに解散、残余財産の処分。
- (4) 主要財産の処分。
- (5) 諸規定の制定ならびに改廃。
- (6) リーダー会議により付議された事項。
- (7) 会長が諮問した事項

第5章 委員会

第27条（委員会の設置）

本会は、専門的な事項についての調査研究および、会を円滑に運営するために理事会の議決を経て専門委員会を設置することができる。

第28条（委員長、委員）

1. 委員長および委員は、会員またはその課題に関する学識経験者等の中から、リーダー会議の同意を得て会長が委嘱するものとする。
2. 委員長および委員の任期は2年とする。ただし課題の終了を以って任期満了とすることもあ

第29条（委員会の活動）

1. 委員長は委員会を代表し、委員会の議長となる。
2. 委員会は必要に応じ、委員長がこれを招集する。
3. 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。ただし可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 委員会の決議事項は、リーダー会議の承認を得てその効力を生ずるものとする。
5. 委員会の運営に必要な事項は、リーダー会議の議決によって決める。

第6章 資産および会計

第30条（資産の構成）

本会の資産は、次に掲げるものを以って構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金収入
- (3) 会費収入
- (4) 寄付金
- (5) 事業による収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

第31条（資産の管理）

本会の資産はリーダー会議の定めるところにより、会長が管理する。

第32条（経費、支出）

本会の経費は、第31条の資産を以って支弁する。

第33条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日をもって終了とする。

第34条（事業計画および収支予算）

1. 本会の事業計画書および収支予算書は、会長がリーダー会議の議決を経て、これを作成し、

毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。ただし、当該事業年度前に総会を開催できない場合にあっては、その事業年度開始の日から2ヶ月以内に総会の議決を得るものとする。

2. 前項のただし書の場合、総会の議決を得るまでの間においては、前事業年度の予算執行の例による。

第35条（事業報告および収支決算）

本会の事業報告書および収支決算書は、理事長が理事会の議決を経てこれを作成し、毎事業年度終了後2ヶ月以内に当該年度の財産目録とともに、監査役の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

第36条（収支差額の処分）

本会の収支決算に差額を生じたときは、総会の議決を得て翌事業年度に繰り越すものとする。

第37条（借入金）

本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする金額で、しかもリーダー会議において出席したリーダーの3分の2以上の同意を得なければならない。

第38条（補則）

この規約を定めるほか、資産および会計に関して必要な事項は、リーダー会議の議決を経て別に定める。

第39条（規約の変更）

この規約は、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

第40条（解散および残余財産の分配）

1. 本会は、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得たときは解散する。
2. 本会の残余財産の分配については、総会において正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。ただし、上記議決を得て、本会の残余財産を本会と類似の目的をもった団体に寄付することができる。

第41条（施行）

この規約は2013年7月1日から施行する。